

会 議 記 録

会議名 学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会

開催日 令和7年12月17日(水) 開会 午後 4時00分

閉会 午後 6時10分

出席者 委 員 委員長 内 海 まさかず

小 平 啓 佑 大 浦 兼 政 針 谷 育 造

青 木 一 男 松 本 喜 一 天 谷 浩 明

広 瀬 義 明 氏 家 晃 白 石 幹 男

関 口 孫 一 郎

議 長 梅 澤 米 満

副 議 長 大 谷 好 一

傍 聴 者 小 太 刀 孝 之 福 田 裕 司

地方自治法第100条第1項の規定により出頭及び証言を求めた者

株式会社シンアイ代表取締役 川 田 俊 介

事務局職員 事務局 長 森 下 義 浩 課 長 野 中 繭 実 子

係 長 小 林 康 訓 主 任 齊 藤 千 明

学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会議事日程

令和7年12月17日 午後4時開議 全員協議会室

日程第1 証人尋問

日程第2 その他

◎開会及び開議の宣告

○委員長（内海まさかず君） ただいまの出席委員は11名で、定足数に達しております。

ただいまから学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会を開会いたします。

（午後 4時00分）

◎諸報告

○委員長（内海まさかず君） 議事に入る前に申し上げます。

本委員会は原則公開といたします。ただし、個人情報や名誉に関わる調査等を行う場合においては秘密会とすること、証人が証言しやすい環境づくりが必要な場合などにおいては傍聴を制限する、また傍聴者の退場をお願いすることがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、本件に係る資料は、100条調査を行うために提出いただき、本市議会でお預かりしているものであります。したがって、資料を外部に出したり、閲覧させたりすることがないように、その取扱いについてはご注意ください。特に税務情報や個人情報、企業の技術、ノウハウなどが含まれている資料につきましては、その取扱い並びに会議におけるご発言にご留意いただきますようお願いいたします。

◎議事日程の報告

○委員長（内海まさかず君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎証人尋問

○委員長（内海まさかず君） 日程第1、証人尋問を行います。

当委員会に付託されました調査項目は、学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する事項であります。本件について、川田俊介さんから証言を求めます。

各委員に申し上げます。本日は、限られた時間の中で証人の方に証言を求めるものでありますので、的確なご発言をいただくとともに、重複した質問は行わないようお願いいたします。

なお、先日お配りした資料にもございますが、証人を侮辱し、または困惑させる尋問、誘導尋問、重複する尋問、争点に関係しない尋問、意見の陳述を求める尋問、証人が直接経験しなかった事実について陳述を求める尋問はできませんので、そのような質問については委員長の権限で中止を求める場合もございます。

それでは、能率的な議事進行ができますようご協力をお願いいたします。

なお、報道関係者の方に申し上げます。証人が証言しやすい環境づくりのために必要であります

ので、カメラ等による撮影については、証人が宣誓を行うまでとし、証言中の撮影は禁止といたしますので、ご協力をお願いいたします。

また、証人の入場時の際の撮影についても、これを禁止いたします。撮影に当たっては、特段のご配慮をお願いいたします。

それでは、川田俊介さんに入室していただきます。

〔川田俊介証人入室〕

○委員長（内海まさかず君） 川田俊介さんにおかれましては、本日はお忙しいところ、ご出頭いただきまして、誠にありがとうございます。本委員会の調査のためご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問については、地方自治法第100条に規定があり、またこれに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっています。これによって、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっております。それは、証言が証人または証人の配偶者、4親等以内の血族、3親等以内の姻族、もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれがある事項に関するとき、または、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨、お申出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなく証言を拒んだときは、6か月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金に処せられることになっています。さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっています。この宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができることになっています。それは、証人または証人の配偶者、4親等以内の血族、3親等以内の姻族、もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときは宣誓を拒むことができます。それ以外に宣誓を拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の拘禁刑に処せられることになっています。以上のことをご承知いただきたいと思っております。

それでは、法律の定めるところによって、証人に宣誓を求めます。傍聴者、報道関係者を含め、全員ご起立願います。

〔全員起立〕

○委員長（内海まさかず君） 宣誓書を朗読をお願いします。

○証人（川田俊介君） 宣誓書。私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和7年12月17日、川田俊介。

○委員長（内海まさかず君） ご着席願います。

〔全員着席〕

○委員長（内海まさかず君） それでは、宣誓書に署名、押印をお願いいたします。

〔署名、押印〕

○委員長（内海まさかず君） これから証言を求めることとなりますが、発言の際には、その都度、委員長の許可を得てされるようお願いいたします。

また、委員及び証人におかれましては、発言の際は委員長の指名後、マイクのスイッチを入れて発言をお願いいたします。その際、座ったままで結構です。

委員の皆様申し上げます。本日は事前に証人に通知した事項について、証人より証言を求めるものでございますので、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう、ご協力をお願いいたします。また、委員の発言につきましては、証人の人権に留意されますようお願いいたします。

まず、委員長から所要の事項をお尋ねします。

それでは、お尋ねいたします。あなたは川田俊介さんですか。

○証人（川田俊介君） はい、そうです。

○委員長（内海まさかず君） 現在の職業をお述べください。

○証人（川田俊介君） 会社役員です。

○委員長（内海まさかず君） それでは尋問に入りますが、私たち委員は事実を明らかにすることを念頭に尋問させていただきます。証人は事実を述べていただくことになっておりますので、自らの意見を述べることや、知らないことを証言する必要はありません。知らないことは、知らないとお答えいただいて結構です。また、今回、証言を求められた事項の範囲で証言していただければ結構です。なお、証人は委員に質問や反論をすることはできませんが、尋問の内容が不明確であった場合、委員長の許可を得て確認をすることはできますので、そのときにはお申出ください。

各委員から尋問させていただき、その後、必要があれば私からも総括的、または補足的尋問を行いたいと思います。

川田証人にあらかじめ通知した証言を求める事項は、自らが関与した学校法人ひまわり学童クラブの工事等についてとなっております。

それでは、委員の皆様からお願いいたします。

青木委員。

○委員（青木一男君） 川田俊介さんにおかれましては、大変お疲れさまでございます。

まず初めに、私から質問させていただきますが、現在の法人の役職と職務内容をお聞きいたします。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） 株式会社シンアイの代表取締役で、主なメインの仕事としましては建設業になります。

○委員長（内海まさかず君） 青木委員。

○委員（青木一男君） それでは、現在の法人の人員構成をお聞きしたいと思います。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） すみません。人員構成に関しては、今回の委員会と関係ないと思うので、回答を差し控えたいと思います。

○委員長（内海まさかず君） 認めます。

青木委員。

○委員（青木一男君） それでは、令和4年度と令和5年度、先ほど委員長のほうからお話がありました学校法人陽光学園ひまわり学童の工事に携わりましたが、そのときの役職と職務内容もお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） 先ほど申したとおりです。

○委員長（内海まさかず君） 青木委員。

○委員（青木一男君） といいますと、そのときの人員構成も。

○委員長（内海まさかず君） それは。

○委員（青木一男君） それはもう先ほど……

○委員長（内海まさかず君） はい、聞かれても。

○委員（青木一男君） では、結構です。

○委員長（内海まさかず君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） ご苦労さまです。私のほうから何点か質問させていただきます。

株式会社ティ・エイチ・エスとの関係をお聞きしたいと思います。これは、公人、議員という立場と個人との関係2つをちょっとお伺いいたしたいと思います。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） 仕事の取引先になります。議員という立場からは、民間での取引があって、その後、前回の選挙のときにだけ後援会長をやっていただきました。

○委員長（内海まさかず君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） では、次の質問に入ります。株式会社ティ・エイチ・エス代表取締役社長、佐山和章氏との今までの関わり合いについてをお聞きいたします。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） 先ほど申したとおり、民間取引の相手先となります。

○委員長（内海まさかず君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） では、次は補助金についてお伺いいたします。まず、3つあるのですけれども、補助金について、藤岡校についての補助金を知っていましたか、それとも知らなかったですか。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） 私は、補助金という話は、前回は参考人のときお話したかと思うのですが、今回の騒動が上がってから初めて知った次第です。

○委員長（内海まさかず君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） では、同じく岩舟校についてもお伺いいたします。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） 先ほど言ったとおりです。

○委員長（内海まさかず君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） では、3つ目ですが、板倉校についてはどうでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） 板倉校についても、多分もらっているか、もらっていないかもよく分からないのですけれども、いまだにもらっているか。多分もらっていないのではないですかね、そこら辺全然全く関与していないので分かりません。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 関連質問で、川田証人は、令和4年の選挙で市議員になりましたよね。所属は民生常任委員会。それで学童関係は民生の所管事務ですね。所管事務になりますけれども、藤岡校の1,200万円の補正が出たのは令和5年の3月議会、令和4年度の最後の議会ですけれども、それに補正が出ました、1,200万円。令和5年度の当初予算には、今度は岩舟校の1,200万円というのが当初予算に、1,200万円がのっていたわけですがけれども、そこら辺でもう既に見積書を見ますと、シンアイさんは令和4年5月31日に見積書を出しているのです、これ藤岡校ですよ、藤岡校。その時点では、もう藤岡校のこの改修については請け負っているというか、状態ですよ。そういうことになりますね。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） 恐らく請け負ったのかなと、日数とかの時間、時系列がちょっと定かに覚えていないのですが。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） シンアイさん、川田証人から出てきたのは、見積書を令和4年5月31日、これは藤岡校の見積書です。550万円です。出てきたのでしょうか。請求書が令和4年12月31日、これ550万円請求して、令和5年1月25日に領収書が出ています、550万円って。そのときは、藤岡校の工事は終わっているということです。3月に学童保育の1,200万円という改修補助金が補正として出て

きたのですけれども、そのときは認識はしなかったのでしょうか。参考人招致のときは、全然補助金については知らなかったということですから、その時点で認識はしなかったのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） 申し訳ありません。そのとき多分議員になって恐らく1年目とかぐらいで、まだちょっと予算書とかの見方も皆さん、先輩方に教えてもらいながらだったので、そこら辺は全然分からなかったです。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） それでは、予算書については、令和4年度の補正と令和5年度の当初予算だったわけですが、それが令和5年の3月の議会です。決算については、令和4年の補正です。令和5年9月に決算をしているし、令和5年当初の予算については令和6年9月に決算の審議をしている。そのときも民生常任委員会のメンバーでしたので、そのときには決算としては理解はされたのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） 申し訳ないですけれども、最初言ったとおり、ちょっと今回の補助金に使われた、後から公金でもらったということ自体を知らなかったもので、認識が全くありませんでした。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） それでは、最初に知ったのがいつになりますか。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） 今回の投書のようなものが入ってから、その後、佐山さんのほうに連絡しまして、前回の工事はどういう、補助金だったのですかということを知ったときに分かりました。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 具体的にいつになりますか。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） ちょっと日程まで覚えていません。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 大体でお願いします。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） 投書が入ったのがいつだったのですかね、6月議会ぐらいに会派長宛てに何か投書のようなものが入ったのですかね、そのときだったかなと思います。

〔「令和7年」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 見積りが令和4年5月31日に出ていたということは、いつ工事を見て見積り出してくれと言われたのですか。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） 申し訳ないですけども、そこまで3年半ぐらい前の話なので、ちょっと覚えていません。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 法人の役割のところ、先ほどのお話ですと代表取締役で主に建設業というようにお話でしたけれども、会社の中での業務の役割というものについて教えてください。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） 業務の役割、創業当時は現場で自分で作業することが多かったのですが、最近ほかにも法人化し、何個かやっていますので、そっちのほうの切り盛りでしたし、こっちの議員活動をやっぱり優先しなくてははいけないので、現場管理というか、協力業者さんをお願いしてというのがほぼほぼ主な感じになっています。

○委員長（内海まさかず君） ほかにございますでしょうか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） それでは、実際にこの補助金の事業を受けて造られた、まずは藤岡校についてお尋ねをさせていただきたいと思います。先ほど川田証人のほうからも、3年半前のことなので、いつそういった話を受けたかは分からないというお話がございましたが、では誰から、どのような形で、そのような依頼があったかは覚えていますか。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） 多分社長だった佐山さんのほうからだったと思います。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） すみません。それは、対面で佐山氏にお会いしたときなのか、まず電話でそういうお話があったのか覚えていらっしゃいますか。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） そこまではちょっと覚えていません。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） では、そのときに佐山氏のほうから具体的に藤岡にこういった学童施設を造りたいのだが、協力をしてほしいというような問いかけだったのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） 恐らく協力をしてほしいというか、工事をお願いしたいのだけれどもという話だったのかなとは思いますが。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 当然川田証人が建設業ということで、そういったことであれば工事のほうをやっていたきたいということだとは思いますが、ではそのときに大体このぐらいの予算で

できないかなというような話はあったのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） そのような話はなかったと思います。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） そうしますと、当然ながら支払い方法とかそういったものは、特段そのときも話はなかったということよろしいですね。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） そうですね。多分支払い条件とかはなかったかなというふうには記憶していません。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 先ほど証人のほうから、建設業なので、そちら関係の仕事の関わり合いで佐山氏と一緒にやられたと。一緒にやられたというか、ご依頼をいただいたのかというところまではいいのですが、佐山氏からそれまでにご依頼をいただいて工事の施工をされた場合とかは、支払い等はきちんと方法は決められていたのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） それまでほかの工事、ほかのお客さんでも一緒ですけども、基本的に工事が終わってから、その月末に、今回の佐山さんだけの工事ではなく、ほかの民間のところも月末に請求書を出すという、大体そういう感じですかね。早く出してくれと言われれば、早く出す場合がありますし。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） では、それまでは佐山氏との間に何か業務、仕事上に差し障るようなことは一切なかったという認識でよろしいですね。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） そうですね。なかったとは思いますが。

○委員（広瀬義明君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 広瀬委員の次、見積書を作成するには現地確認が必要だと思うのです。具体的に、ではここをこうしてくれと、そういった打合せをしていると思うのですが、それはいつ、誰とやったという記憶がありますか。見積書は、令和4年5月31日に出ています。その前にやっているとします。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） 日程がいつだかは覚えていないのですが、現地に行って、ここと、ここというふうにはやったようには記憶はしています。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それは、佐山氏と打合せを一緒にやったということなのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） そうだったかなとは思いますが。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そのときの具体的な工事内容というのは、見積書を見れば分かりますけれども、そのとき言われた工事内容というのはどんなようなことだったのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） 自分も見積りをこの間ちょっと見返したときに、雨漏り工事とか、職員室を新たに造ったりとか、畳を替えたりとかそういった、あとほかにも何か多々あったと思うのですが、今ちょっと手元に資料を持ってきていないので、そうだったのかなとは記憶しています。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そのときは、もう幾らぐらいでやってほしいとか、そういう話は出たのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） 先ほども話しましたが、幾らぐらいでという話はされなかったと思います。こっちで幾らかかるか分からないけれども、一回見積りしてみますという話だったかと思えます。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それで、見積りを作って、最終的には消費税込みの550万円という見積書を出したということですね。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 私みたいです。ここに、見積書を見ていただけますか。

○委員長（内海まさかず君） はい。では、資料の説明をお願いしますでしょうか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 川田証人が自ら作ったやつだと思いますけれども。

○委員長（内海まさかず君） 藤岡校に対する見積りですか。

○委員（白石幹男君） そうですね。藤岡校に対する。

〔「誰が作ったか……」と呼ぶ者あり〕

○委員（白石幹男君） まず、この見積書を提出されていますけれども、実際誰がこの見積書を作ったかということです。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） これは多分私です。

〔「多分ですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） これは私です。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 令和4年5月31日の日付になっておりますけれども、これは日付はこうですけれども、実際見積りを、作業したのはいつ頃、いつやったのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） いつ頃だったかちょっと記憶にありません。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） あとは、まず、これ聞いてしまおうかな……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） すみません。ちょっと私の頭と違ったのです。工事のスケジュール、これは振込というか、請求書が12月31日ですけれども、スケジュール的にはどういった感じで工事行ってきたのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） ちょっと覚えていないのですが。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 先ほどご説明がありました令和4年度5月31日に見積書が出ていると。一応市の日報のほうにも4月1日から運営はされていたというふうな事実が、資料が提出されます。川田証人が工事をされたときには、子供たちは工事中にいらっしゃいましたか。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） 工事のときは、多分いなかったかなと思いますけれども。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 幾つか確認させていただきます。この見積りに関しまして、ご自分で工事を行った、これ4つ、職員室改修工事、雨漏り補修工事、窓周り、その他ということで見積書が4つに、4部に分かれております。この中でご自分がハンマーを持ったり、トンカチ、実際自分が工事をしたものがあるのか、それともそういう協力業者さんに任せたのか、それは当然会社の経営者としてご説明していただければなと思います。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） 全て協力業者さんの工事かと思います。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） そうしますと、協力業者さんに依頼した日は、当然帳簿上に載っておりますか。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） そういう記録はありません。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 基本的にそれであれば、その業者さんが資材を仕入れて工事をされたと思います。あくまでもシンアイとしては工事依頼を、全体の550万円の工事依頼は佐山氏から川田社長が受けたということは先ほどおっしゃっていましたが、そこから各協力会社へ分けていったということですが、その協力会社への支払いを証明するものは存在しますか。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） 多分探せば存在はするとは思いますが。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 一応百条委員会として、そういった協力業者への支払いが分かるものの請求をしたと思いますが、その帳簿のチェックはしていただけましたでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） その帳簿のチェックまではしていません。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 委員長から百条委員会について、またその資料請求のこと、また各条項について一度ご説明をしてもらってもよろしいでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） そうですね。証人に申し上げたいと思います。百条委員会は、調査を行うために必要と認めるときには、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができます。これ100条の第1項です。同10項においては、記録の送付を求められたときは、当該団体等は、その求めに応じなければならないと規定されております。また、100条第3項によると、正当の理由がないのに議会に出頭せず、もしくは記録を提出しないとき、または証言を拒んだときは、6か月以下の拘禁刑、10万円以下の罰金に処するとされております。また、9項では、議会は、選挙人その他の関係人が、第3項または第7項、これは虚偽の陳述なのですけれども、の罪を犯したと認めるときは告発しなければならないと、これは義務規定になっておりますので、我々は告発をしたいとは思ってはいないのですけれども、協力していただければ告発も検討していかなければならないのですけれども、文書の提出についてご協力というものはいただけますでしょうか。

川田証人。

○証人（川田俊介君） すみません。第100条7項は、正当な理由があることは拒むことができると規定しております。今回の資料は、まさに第三者、協力業者さんの利益と法令遵守のための正当理

由に該当するものと理解しています。議会の調査権と第三者権の権利保護の双方を尊重するための判断になります。

○委員長（内海まさかず君） 今のは、正当な理由があるから出さないということによろしいのでしょうか。

○証人（川田俊介君） はい、そうなります。

○委員長（内海まさかず君） ここで、証人の方のご見解と100条の我々の見解の相違の部分があるとは思いますが、正当な理由というものが下請業者さんに対する、何なのですかね、どういう部分が正当な理由に当たると思われますか。

○証人（川田俊介君） すみません。協力業者にも確認したのですが、資料提出に対しての意見なのですが、守秘義務や営業秘密の観点から提出には同意できないと回答を得ました。この事業者の正当な理由を害する行為は避ける必要があるという理由から提出はできないという判断に至りました。

○委員長（内海まさかず君） 100条での、先ほど7項と言われたのですが、3項なのですが、正当な理由がない場合というものは、この正当な理由というものは営業の秘密だとかというところではなくて、例えば病気であって出ない、出すことができないとかというような、あとは営業秘密が含まれるとかというものに関しては出さなくてもいいと、正当と取られるのですけれども、その部分を黒塗りにしても、だから一応そういう条項のところは出しても、その書類を出していただきたい。今の言い分だけでは正当な理由には当たらないということになるのですけれども、川田証人、どのようにお考えになりますでしょうか。

○証人（川田俊介君） すみません。黒塗りによる対応についても、私も検討しましたがけれども、この資料自体、内容全体が業務上のノウハウ、区画構造、相手方企業の情報など密接に関係しており、黒塗りしても実質的に情報が周知される可能性が高いため、限定開示でも守秘義務を完全に担保できないと判断しました。

○委員長（内海まさかず君） ちゃんと事業を発注したのか、そしてその業者が完了してお金をもらったのか、また川田証人がその業者にお金を払ったのかというものも、これも今言われた守秘義務に当たると思われるのでしょうか。

○証人（川田俊介君） 私の協力業者さんですか、協力業者さん自体は、今回の調査ですか、議会の事務に関することとなっていますので、それに対してこの資料自体は関係ないと私のほうは思っております。

○委員長（内海まさかず君） では、もう一言だけ。100条は、行政の事務に関することの調査になります。これは、証人が言われているそのとおりなのですが、そのために選挙人その他の関係人の証言または記録の提出を求めることができることになっておりまして、川田証人は、その関係人に当たります。川田証人がどう思うかは分からないのですが、行政の事務がきちんと

行われたかどうか、これは本当は佐山さんにお願いを、第一義は佐山さんがお答えする義務があるとは思いますが、出てきた資料というものに関して、これで本当に事務が行われたのかが分からない状態なのです。それを解明していきたい。だから、改修事業を行われたというのだったら、やりましたよというのがあれば、もう全然我々もここに川田証人を呼ぶ必要もないですし、ほかの業者も呼ぶ必要もありません。実際資料を出してきた業者の中には、きちんと現場の写真もあり、発注書もあり、請求書もあり、これをやったのだなというものを書類を出してきた業者もあります。そうなれば、その業者はここに呼ぶ必要もなく、書類だけでちゃんと事業が行われたのだなというのが分かるのですけれども、できればそこまで川田証人にも協力をお願いしたいと思っていますが、駄目ですかね、お願いしたいのですが。

○証人（川田俊介君） 申し訳ありませんが、協力業者に協議した上で同意が得られなかったものに関して、さすがに営業秘密というものがありますので、提出することはちょっとできません。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） それでは、我々が求めるもの、価格条件、ノウハウ等の営業秘密、そういったものは何も必要ないので、川田証人がどこへ発注をし、お支払いをした、そしてその見積りをもらったという証明をしていただければ構いません。その工事内容がどうだったということまでは営業秘密に当たるとおっしゃるのであれば、取りあえずはどの業者に、どの部分の工事を発注し、いつ工事に入っていただき、いつ出来上がり、いつ支払いをしたのか、先ほど基本的には月末請求書を出すとはおっしゃっておいりましたので、基本的にはそういったものがずっとつながっているものだとは思っております。ですから、委員長がおっしゃっているとおり、皆様のプライバシーに関する部分、営業の秘密、企業の秘密も含めて、我々は調査をするつもりはありませんが、この1,200万円がちゃんと使われたかどうかの調査をする意味で、工事がちゃんと行われたか、その証明だけをしていただきたいということでございます。その部分に関しましては、黒塗り、白塗り関係なく、ご自分の会社の帳簿上だけでも問題ありません。相手方に請求するものもないかもしれません。そこは、まだ保管義務がある年度でございまして、遡って確認をしていただき、提出をしていただきたいと思えます。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人、いかがでしょうか。

○証人（川田俊介君） うちも取引が物すごく大量にあるので、その資料を引っ張り出してという作業になると、多分物すごく時間がかかることになると思うのですが、それでもいいのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 資料の請求に関しては、時間を切らせていただきたいと思いますが、協力していただけるということでしょうかね、今の返答では。

○証人（川田俊介君） もしかしたら真っ黒な紙になってしまうかもしれないですけども、それでもよろしいでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 事業、ちゃんと学童保育の工事が行われたというものが分かれば、そ

れで構いません。大丈夫ですか。

○証人（川田俊介君） 恐らく業者さんが多分月末に請求書出すところもあれば、個人の事業者さんだと二、三か月遅れて出してくるところもあるし、そこら辺の日程がまた違うどうのこうのと言われてしまうとまたあれなのですけれども、そういうこと細かく気にしないのであれば、何かしらは請求やったことはあると思います。

○委員長（内海まさかず君） 本委員会から2回文書の請求をさせていただいていると思うのですが、そのときにはいつ発注したのか、そしていつ納品されたのかというのを、内部での整理というものはされていなかったのでしょうか。

○証人（川田俊介君） 基本的に発注って、うちは大きな工事って、あんまりそんなに公共事業的なことはやっていないので、発注書的なものは手元に一切ないです。基本電話発注で、現場に行って、ここをやりましょう。もしかしたら相手方にはメモが残っているかもしれませんが、ある程度小さい会社ですので、口頭でのやり取りがほとんどかなと思いますので、なかなか資料というものも残っていないかなと。残っているとしたら支払い資料くらいであれば残っているのかなとは思いますが。

○委員長（内海まさかず君） その支払い資料というものは、協力業者さんにお支払いしたのは覚えていらっしゃると思いますよね。そして、その資料はありますよね。

○証人（川田俊介君） いつ、どこに幾ら払ったかというのはちょっと分からないですけれども、多分会社のほうにはあるのかなとは思いますが。

○委員長（内海まさかず君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 私も同じ業者ですけれども、例えば川田さんのお客さんが来た場合には、いつから工事を始めて、ではいつまでに造ってくださいと要望があれば、それに応えるように下職を集めて工事を進めていく。逆に請求書でも何でも川田さんの現場は川田さんの現場、日付がずれていても全部書類を残しておかないと、その現場がどれだけ利益が上がったのだから上がらないのだから参考にならないので、うちの会社は全部それは日にちはずれていても、トータル全部出しているのですけれども、そういうのは一切やっていないのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） そうですね。この間、それは私、税理士さんに怒られたばかりで、現場台帳というのですけれども、現場台帳をずっとつけていなくて、今年から今つけ始めているところなので、税理士さんにそこら辺を指摘されて、注意されて、現場ごとの利益が分かるようにということで、今はつけ始めています。

○委員長（内海まさかず君） 本日の会議時間は、証人尋問が長引いておりますので、あらかじめこれを延長します。

松本委員。

○委員（松本喜一君） 藤岡校の現場は、工事をやってくださいって言われた後、完成時期はいつ完

成したのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） 年内、請求書が、先ほど年末でしたっけ、と言っていたので、その前には終わっているのかなと思うのですけれども、現場が何個も一応組み重なっていたりしていたので、詳しい日程まではちょっと覚えていません。

○委員長（内海まさかず君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） では、仕事現場に入ってくださいって言ったのも分かりますか。見積りが令和4年5月31日。で、それが通って現場へ入ってくださいというのを社長から言わないと、現場は入れないと思うのですけれども。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） 申し訳ないです。ちょっと覚えていません。

○委員長（内海まさかず君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） これで見積りが通ったので、こういう状況でやってくださいという打合せも現場でなかったということですか。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） そういう連絡は、この金額でいいですかねというのはあったかとは思いますが。

○委員長（内海まさかず君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） それはいつ頃ですか。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） その日程はちょっと分かりません。

○委員長（内海まさかず君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 何月とか分からないですか、日にちではなくて。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） 申し訳ないですけれども、ちょっと分かりません。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） それでは、記憶を少し呼び戻していただくことも期待をしまして、この550万円の見積りに関しましては、お手元に提示されているものでございます。当然細かい部分まで忘れるということはないと思いますので、今回こちらのパワーポイントをご用意させていただきました。現場の見取図、工事設計図というのも添付されていますので、それを基にこの1番、職員室改修工事、2番、雨漏り補修工事、3番、窓周り、4番、その他について、その見取図を見ながら説明をしていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） では、まずは準備が済んで。

○副委員長（大浦兼政君） そうですね。まず準備を。

- 委員長（内海まさかず君） では、大浦副委員長、質問をお願いいたします。
- 副委員長（大浦兼政君） それでは、この現場の見取図を見ながら、まず1番目にあります職員室の部分、これを業者発注、当然今、協力業者さん頭に入っているでしょうから、この部分は業者に、どこだというのは記憶がなくても構いません。ただ、ご自分の中で当然この中でも、この工事するのはこの業者だ、この工事というのは分かっているでしょうから、業者名を言っても言わなくても構いません。分かる限り、覚えている限りでいいので、この地図上で職員室工事の見積りをお願いいたします。手元にある資料とともに説明していただければと思います。
- 委員長（内海まさかず君） 川田証人。
- 証人（川田俊介君） 職員室はここかなと思いますね、恐らく。
- 委員長（内海まさかず君） どのような工事をされたかは覚えていらっしゃいますか。川田証人が作られた見積りもそこにあると思いますので、それと併せてご説明いただければと思います。
- 証人（川田俊介君） 恐らく何か建具を入れ替えたりとか、あと多分こちら辺どこか水漏れ、雨漏りしているところが職員室とトイレと、多分見積りでこれ2か所って書いてあったのですけれども、4か所ぐらい多分あったのです。そこを多分、詳しい場所はちょっと現場に入っていた内装業者さんでないと覚えていないかなと思うのですけれども、職員室にも多分あったかなと思います。
- あと、ここに、職員室にあった多分大黒柱か何かがあったのですけれども、これはちょっと佐山さんの趣味にそぐわないということで、何とか替えてくれということで、この大黒柱は入れ替えて、太く見せて、ちょっと今風な、洋風っぽくした工事はしたかなとは思っています。
- 委員長（内海まさかず君） では、先ほどの資料の中に、改装後ですね、写真が添付されているのですけれども、大黒柱を入れられたということでしたっけ、今は。
- 証人（川田俊介君） 入れられたというか、大黒柱が和風な大黒柱がそのまま化粧でありまして、それがイメージとそぐわないということで、その柱を入れ替えて、ちょっと太く見せるように太くして、それを多分内装工事のクロスか何かで、違う柄か何かで貼るか何だかってやっていたような感じはしますね、何か。
- 委員長（内海まさかず君） その工事自体は、川田証人はやられていないということでよろしいのですか。
- 証人（川田俊介君） 自分のほうはやっていません。
- 委員長（内海まさかず君） それをこういうふうにしてくれと指示を受けて、それを業者さんに、下請さんをお願いしたということですか。
- 証人（川田俊介君） はい、そうなります。
- 委員長（内海まさかず君） 松本委員。
- 委員（松本喜一君） すみませんけれども、大黒柱というのは本当に太い木でできている。これはいえ大黒柱ってこういう太い、川田さん、分かりますよね。写真見たら、普通の柱なのです。仕

上がったのを見たら、その周りにクロスを貼って大きく見せた状況なのですけれども、これ大黒柱入れ替えたか、改修という、よく佐山さんもこういう返事しましたよね、これ。大黒柱って佐山さんのほうから言ったのですか。

○委員長（内海まさかず君） 大黒柱の入替えというものは、佐山さんからの指示だったのでしょうか。

○証人（川田俊介君） 大黒柱の、どうだったかは分かりませんが、何かちょっとこういう和風な感じは嫌だなというふうに言っていたようなのは何となく覚えています。それで、そのとき見積りには、要は大黒柱の入替えというふうに入れたのかなって思っています。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） すみません。大黒柱とは、基本的に日本の伝統的な木造建築において建物の中心に位置し、最も重要な役割を担う柱とされています。今回、こちらのほうは、鉄骨造りでございまして、大黒柱というものが存在しない可能性もあると、我々は今、見ている中でなのですが、川田社長からしますと、そこが大黒柱であるというふうには認識をして見積りを作ったということではよろしいですか。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） そうですね。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） あとは、見積りに沿いまして説明をしていただければと思います。

○委員長（内海まさかず君） 具体的にはどのようなお願い。

○副委員長（大浦兼政君） 1ページ目、お見積書、1番、職員室、(1)から下に、ここがこの場所となりますというふうに説明をしていただくと我々も分かりやすく感じます。また、次のページ、雨漏り補修工事というのも1から5までありますので、ここをこうしたよというのが、お見積りを作っている以上、当然分かっているらっしゃると思いますので、ご説明をお願い申し上げます。

○証人（川田俊介君） 申し訳ないですが、細かいところまで、もう3年半も前のことですので、自分で作っても、年中作っているもので、ちょっとなかなかピンポイントでは覚えていないのですが、職員室というのは、多分この職員室に含まれたところだったのかなというふうには記憶はしています。

あと、床工事、内装工事も、この職員室が1番なので、多分こら辺に関連するところかなとは思っています。

以上です。

○委員長（内海まさかず君） では、2番目の雨漏り補修工事というものは、どこら辺をやられましたか。

○証人（川田俊介君） 雨漏りも多分職員室と、あとトイレがこら辺のトイレかどこかの天井と、

そうしたら入っていた業者さんに指摘されたのが、プラスあと二、三か所ぐらい雨漏りしているよということで、その場所はちょっと定かには覚えていないのですが、その場所も全部貼り替えたということで報告は受けています。

○委員長（内海まさかず君） では、3番目、窓周りということで、これは網戸か。ご説明いただけますでしょうか。

○証人（川田俊介君） 窓周りは、そのとき多分網戸張り替え業者さんに、網戸の悪いところを多分全部張り替えてくれということで、全部丸投げでお願いしてしまったかなと思っています。

○委員長（内海まさかず君） では、4番目として、その他の工事として、畳交換と現場管理費か、あとごみ処分費、覚えていらっしゃる部分はありますでしょうか、見積りと合わせていただきました。畳交換というものは覚えていらっしゃるでしょうか、どこをやったかというのは。

○証人（川田俊介君） 畳交換は、畳屋さんに連絡したのは自分ですが、現場に入っている大工さんにちょっと説明、どこだったかは忘れましたが、畳交換をしてくれて言ったのは多分ここですかね、ここが畳かなと思います。

〔「よろしいですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） まだもう一個ある、ごみ処理が。同じく、そこで1番、ごみ処理、廃材処分費ということで項目が上がっているのですけれども、これはどのような形で処分をされたのでしょうか。

○証人（川田俊介君） 廃材処分費、自社のほうにいつもごみのコンテナですか、コンテナが常に設置してあるので、そちらまで運んで処分してくれということをお客様に指示をしたと思います。

○委員長（内海まさかず君） 分かりました。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 実は、令和4年4月って川田議員にとっても重要な月でございました。まさに選挙をやっていたのです。その月でございます。我々がいろいろ調査をかけていて、今までの証人喚問でも分かったのですが、ちょうどこの4月時期というのは板倉町の工事をされていたと思います。先ほど川田議員は、板倉町は全く関与していないとおっしゃっていましたが、シンアイさんで板倉の板倉校、ひまわり幼稚園ですよ、それ自身は工事をされたはずですが、その確認をさせてください。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） 板倉校は工事したと言ったと思いますが。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 失礼いたしました。それでは、工事をされたと思います。その時期がまさに4月ぐらいということは間違いありませんか。4月前後なのかは、そこら辺記憶があれば教えてください。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） ちょっと今は分かりません。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 下請以外にも働いていた方を派遣して工事をされた部分もあるかと思いますが、それは当然覚えていらっしゃると思いますが、この藤岡校に関しましては、シンアイの社員さんで現場に入られた方はいらっしゃいますか。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） うちの社員ではありません。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 全てが下請、協力業者、外注でやったということで間違いありませんね。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） はい。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） それでは、少しもう一度戻っての確認になりますが、その業者さんたちへの支払ったものというのや、当然メモでも何でも構わないのですが、それを証明できるものというものが必ず財務上、決算上あると思います。当然このまま、ただ550万円が振り込まれたものとみなしてしまいますと、全てが収入となってしまいます。先ほど松本委員がおっしゃったとおり、経費として認めていただくためには、その協力業者さんに振り込んだもの、もしくは現金で領収書等があってしかるべきなのですが、それは当然あるということでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） それはあると思います。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） それでは、それを提出していただければありがたいと思います。それが証明になります。それは、それに関しては価格条件、ノウハウ等の部分とは関わらないと思いますので、提出をお願いいたします。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人、提出願えますでしょうか。

○証人（川田俊介君） 価格、金額、相手先を全て黒塗りで構わないのであれば、提出いたします。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 相手先を秘密にする理由は何でしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） 先ほども言いましたが、協力業者にはもう確認したところ、もう名前も何も守秘義務上一切出さないでくれということを強く強く言われていますので、そこは提出はできません。

○委員長（内海まさかず君） 1時間を過ぎたところなのですから、まだ尋問のほうは続きそうなのですが、ここで休憩を取りたいと思います。

（午後 5時03分）

○委員長（内海まさかず君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 5時15分）

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 休憩後、お疲れのところ申し訳ございません。少し戻ります。見積りのほうの廃材処分費のほうで、先ほど証人のほうがお答えになったところが、ちょっとすみません。聞き取れない部分があったので、再度教えていただきたいのですが、このごみ等の処分については、自社にあるコンテナで処分してくれと依頼をされたというようなお話だったように聞こえたのですが、それを処分、それを指示した方、どなたに指示をされたのか、もう一度教えていただいてよろしいですか。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） 私、中に、工事を依頼した業者さんです。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） では、その工事を依頼した業者さんが、自社に廃材のコンテナを持っているので、そのような感じで処分してくれということで依頼をしたということよろしいのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） はい、そのとおりです。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） それでは、この見積書に上がっていらっしゃる廃材処分費が、混載、ごみとボードくず合わせて27万2,000円となっておりますが、それはその処分を依頼した業者さんからこれだけありましたよという報告に基づいての量、見積りですから恐らくこのぐらいでしょうということで見積もってこられた数字なのだと思いますが、大体請求書のほうも同額になっていらっしゃるのかなと思います。その数量、指定等については、その業者さんからの上がってきた報告をそのまま請求に回したという形でよろしいのですか。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） ただの見積りなので、流動的に何か増えたり減ったりとかはしているのではないのかなと思います。あくまでこれ見積りですので。

○委員長（内海まさかず君） 産廃を処分するときには、マニフェストが必要だと思うのですが、それでも、それは発注業者にも戻ってくるのですが、川田証人のところにはマニフェストは戻ってきてい

るのでしょうか。

○証人（川田俊介君） どうだったか分かりませんが、恐らくあるのではないのかなとは思いますが。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 請求書も全て同額550万円となっており、振り込まれた証明も550万円だったと思います。それについて、今の発言をもう少し変わるのではないかというのがどうしてそのような証言になるのか確認をさせてください。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） あくまで今回のこちら民間同士の契約ですので、佐山さんのほうにこっちが減った分、先ほどの雨漏り工事が増えた分等々ありますけれども、その増えた分に関しては請求していません。そういうことも含めて、民間同士でこのまま金額変わらないでいいかなということで見積りどおりの請求をさせてもらったという記憶はあります。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） それでは、実質見積りと請求書、中身は一緒でも、実際やられた工事は見積りどおりではなかったと今おっしゃったということによろしいわけですね。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） 違ったかどうかは分かりませんが、増えた部分は確かにあります。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 民生常任委員会事務調査の中で、市のほうが現地確認に行っております。その際、そのような証言がとても重要になってまいりまして、どこを工事をしたか、しなかったのか、できなかったのかというものが、職員が現地で見えております。初めて出てきた証言となりますが、佐山氏も当然分かっていて当たり前ですよ。川田さんしか知らないということはないですよ。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） それは現場の職人が多分流動的にやったほうがいいのではないかなというものが多分ちょこちょこあると思うので、その細かいところまでは報告はわざわざしないと思います。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） そうしますと、シンアイさんの場合というのは、最初に決まった金額に関しましては大きく変えないでやっていただけるというイメージで毎回やられているのでしょうか。550万円が、そのまま550万円の請求になっております。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） ある程度想定範囲内ぐらいの増える工事ぐらいであれば、今もほかにも新築工事、リフォーム工事、何件ばかり回っていますが、多少の増えたりした分は、お客さんとのお互いの信頼の下、このぐらいはいいよという感じでやることはいつもあります。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 分かりました。

再度申し上げますが、どこに発注したかというのは、守秘義務には当たりません。それが我々の見解でございます。そういった意味で、細かな例えば平米単価が幾らとかそういったものまでは求めませんので、どの業者に、いつ発注し、そしていつ支払ったのか、そういったものは帳簿上は間違いなくあるはずでございますので、それは提出を希望させていただきます。

○委員長（内海まさかず君） 我々が資料請求をした、佐山氏に請求したものがきちんと出ていれば、先ほども言いましたけれども、川田証人を呼ぶ必要もなかったと思っております。川田証人を呼んで、そこをはっきりしようと思ったのですけれども、川田証人もそれを証明できないというふうになると、その下まで行かなければいけなくなりますので、できれば文書を出していただきたいと思っておりますが、大丈夫ですか。

○証人（川田俊介君） 先ほども言ったとおり、名前です。名前のほうは一切出してもらいたくないということなので、名前を伏せた状態であれば大丈夫かと思えます。

○委員長（内海まさかず君） それが証拠となれば。

小平委員。

○委員（小平啓佑君） 今のところの話なのですけれども、下請の業者さんの意向として、その提出を拒まれているという理由づけにされているということでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） そうですね。守秘義務もありますし、営業秘密という観点からも提出したくないということです。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） そうしますと、遅ればせながら補助金を使った施工の現場だったということ踏まえて、当時、議員としてそれを知らなかったけれども、遅ればせながら知った。補助金は、適正に使われなければいけない、それを証明しなければいけない今のお立場の中で、どのように考えていらっしゃるでしょうか。下請の業者さんの意向ではなくて、施工業者としてどのように考えていますか。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） あくまで、先ほども言いましたけれども、佐山さんとは民間同士の取引ですので、その証明するところは、申請した本人の佐山さんが証明するべきかと私は思っております。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 実は、当然我々も調査という中で、真実を少しでも求めている努力をしております。昨日、新聞報道にありました、証人喚問を行った際に見積りを見せていただいたときに、これは藤岡ではなく板倉の工事の可能性があるという言葉が出ました。それで、さらに我々は

藤岡に対する見積り、また請求に対していろいろ不安を持っている状況で、本日、川田議員に来ていただきました。そういった意味で、ご自分で証明をすること、また情報を明らかにすることということも期待をしているところではございますが、我々としては、この工事が板倉の可能性があると聞いてしまった以上、ぜひ川田議員におかれましては、ちゃんと藤岡を工事したのだよというその証明をただしていただきたい。それが自分の身の潔白を証明する唯一無二の方法でございますので、ただ我々はそれを求めているだけでございます。それをご理解いただけるとともに、百条委員会というものの重さ、地方自治法の100条というものは、議員である以上、当然ご理解だとは思いますが、そういったものも踏まえて再度全ての資料請求をし直すべきだと感じております。委員の皆様にもご検討お願いしたいと思いますが、委員長、采配お願いいたします。

○委員長（内海まさかず君） この件は、何度も今証人に申していますので、この後、証人尋問が終わった後、皆様と検討させていただきたいと思えます。内容は、正当な理由に当たるのかどうかです。そこがポイントになると思えますので、そこを検討させていただいて、再請求することになるか、ならないかということになると思えます。

〔「かしこまりました」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） すみません。藤岡のことで、請求書は、この頭だけはあるのですけれども、内訳が請求書ではなくて、見積書がついているという形になっているのですけれども、請求はされたのですよね。

○証人（川田俊介君） すみません。理解不足で、どれが請求書がついているということでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 550万円の請求をされた覚えはありますでしょうか。

○証人（川田俊介君） それはあります。

○委員長（内海まさかず君） その宛先はどちらだったでしょうか。

○証人（川田俊介君） ちょっと待ってください。学校法人陽光学園になっています。

○委員長（内海まさかず君） それは、川田証人が作られた請求書ということよろしいのでしょうか。

○証人（川田俊介君） はい、そうです。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人へ振り込んだ先が、フジオカクリーンワークスとなっているということはお存じでしょうか、550万円のところです。

○証人（川田俊介君） それは分かっています。

○委員長（内海まさかず君） 請求する先と振り込んでくる先が違うということについては、どのように考えていらっしゃいますか。

○証人（川田俊介君） そのとき名前確認して、本人に確認して、今回の事案が上がって、何であのときこの振り先だったのだということ、陽光学園のほうには要は蓄えがないので、フジオカクリーンワークスからうちのほうに振り込んだという回答で、佐山さんとしては本当であれば陽光学園から

支払ったほうが分かりやすかったよね、経理上ねということでした。

○委員長（内海まさかず君） その佐山氏の発言というのは、今の話ですか。そのときの話なのでしょうか。

○証人（川田俊介君） 補助金の今回の話題が上がってから自分が聞いて、要は請求書振込先の提出をしてくださいという提出をしている上で、そういえばフジオカクリーンワークスからの振込名でしたねということで聞いたときに、そのような内容だったかと思います。

○委員長（内海まさかず君） 550万円の請求書の内訳が見積書としてついているのですけれども、その覚えはありますでしょうか。これは川田証人が出してきた2回目の資料でもそうなのですが、分からない。では、これでいいよ、550万円のほうなので。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ああ、そうか。では、これは行政側の書類なのね。
では、1-2でしたっけ、赤インデックスの。

〔「1-2のシンアイさんの請求書です」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） はい、請求書。ここに内訳がついていないのですけれども、そして2回目に請求させていただいた請求書に関しても内訳がついていないのですけれども、内訳を入れた請求はされたのでしょうか。

○証人（川田俊介君） すみません。当社のほうは、大体見積りのときは詳細出すのですけれども、請求書のときはお見積書どおりか、その現場名で大体請求書は出しています。

○委員長（内海まさかず君） 岩舟校では出ているように思うのですけれども、そのときによって変わるということよろしいのでしょうか。請求書です。これが岩舟ね。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 1-3か。赤の1-3。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○証人（川田俊介君） ついているの、これ見積書かと思います。

○委員長（内海まさかず君） これは見積りなのですか。

それでは、委員の皆様。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 見積書と請求書の話が出ましたので、私ちょっと資料を見させていただきましたが、藤岡校でシンアイさんが見積書のほうを出されたのが令和4年5月31日でございました。請求書のほうが出たのが同年の12月31日、年内最終日ということで、7か月ぐらい期間があるのですが、やはり見積書を出されてから協力会社の方々に依頼をして工事をしていただいとすると、やはり500万円からかかる工事となりますと、それぐらいの日数が通常かかるという認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） かかることもありますし、かからないこともあるかと思います。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 通常シンアイさんで携わる工事、いろいろな現場がおありになるのだと思うのですが、大体協力会社さんは協力的に仲よくやっていただける、依頼にも応じていただける。ほかの業者さんと比べて早い、遅いというのは、実際自分では分からない部分もあるかと思うのですが、決してそういった仕事の遅い会社ではないということなのですね。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） ちょっと自分で判断するのは分からないのですが、でも確かに新築工事とか本当何千万円、四、五千万円ぐらいの工事とかだと足かけ一、二年ぐらいの現場も時たまあることもあったかなとは思いますが。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） では、藤岡校をおやりになるときに7か月という施工期間というのですか、工事期間というのは、それが大体通常そのぐらいではないかというのがやはり業界の認識といえますか、シンアイさんでは思っていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） 7か月かかったのかどうか、見積りから請求までは大体7か月ですけれども、7か月かかったかどうかは今ちょっと記憶が定かではないのですが、通常ではないのかなとは思いますが。よく分かりません。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） では、恐縮ですが、ちょっと岩舟校のほうに飛ばさせていただきますが、岩舟校についてはシンアイさんの見積書が提出されたのが令和5年9月1日でございます。ところが、請求書が上がったのが同年の9月27日ということで、見積りから請求まで僅か26日という超スピード工事であったわけなのですが、先ほどの藤岡校の工事が通常スピードだとすると、岩舟校のほう金額的には約6割ほど多いのですが、800万円です。その800万円の工事を僅か26日で完了したとなると、やはり異常な速度だったのかなと思うのですが、その辺はどのように認識をされていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） まず、岩舟校もどのような形で工事をされたのかというのを教えてくださいませんか。

○証人（川田俊介君） 岩舟校は、たしか電気工事と解体工事、木工事はなかったのかなとは記憶はしています。

○委員長（内海まさかず君） それは、下請さんを使ってやられたということでしょうか。

○証人（川田俊介君） そうですね。岩舟校に関しても全て協力業者さんに施工していただきました。

○委員長（内海まさかず君） では、先ほどの広瀬委員が26日でできたというものは、実際そのような工事だったのでしょか。

○証人（川田俊介君） 現場によって早い現場もあれば遅い現場もあるのかなと思うので、特段早かったか、もしかしたら、ちょっと記憶は定かではないですが、見積りも途中で何か変化があったら付け加えると、自動的に日にちが上書きされてしまったりする場合もあるので、必ずしもこの日程で工事が終わったとは限らないかなとは思いますが。

○委員長（内海まさかず君） 見積りはそうかも。請求書を出されたのが9月27日なのですから、これも変わっている可能性があるということですか。

○証人（川田俊介君） 請求する日は変わらないのかなと思います。見積りだと、特に新築工事の場合とかだと、途中で大きな、先ほど言ったとおり10万円とかぐらいの変化であれば、自分の会社の許容範囲でやるよということもあると思うのですが、さすがに50万円、100万円、200万円プラスの工事になると、その都度、書き換えることもあると思いますので、そういったことだったかもしれません。

○委員長（内海まさかず君） ちょっとすみません。9月に見積りを出されているというのは、9月に出したという覚えはあるのでしょうか。岩舟校です。

○証人（川田俊介君） ちょっとはつきりは覚えていません。けれども、あるのだから出したのではないのかなとは思いますが。

○委員長（内海まさかず君） 委員の皆さん、ほかにございますでしょうか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 続けて申し訳ございません。同じ岩舟校になってしまうのですが、行政側の調査によりますと、改めての現地確認を行った際に、様々な差異点が浮かび上がってきたわけなのですけれども、そのときに、これはたしかシンアイさんでおやりになったのかな、天井のLEDライト、これが当初20個設置予定であったということで、見積書等にも記載がございますが、現地確認をしたところ、7台が未施工であった。ダウンライトも1台が未施工であったということで報告が上がっておりますが、工事を行っているときに余ったよという報告は、これはシンアイさんが元請であって、協力会社がおやりになっていたとしても、その事実は把握されていらっしゃいましたか。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） この工事のときは、ちょっと自分は把握していなかったのですけれども、今回のこの資料が出てきて、未施工工事ということでLEDということで業者に確認したところ、物は取っただけけれども、ちょっと荷物がいっぱい施工できずに現場に置いて、現場のお客さんと、その荷物が片づけ終わった後に施工するというようなことをこの間お聞きしました。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 工事中でしたら荷物が現場にあふれ返っていらっしやることも多々あるのかなと思いますが、岩舟校については工事が終了してから行政職員が、今年の、これは5月頃でしたか、何月頃だったか……

〔「6月」と呼ぶ者あり〕

○委員（広瀬義明君） 6月に確認しに行った際にも、まだそこにあったということは、1年半以上もそこにあった。工事が終わったらつけるはずのものが、ずっとそこに置かれてあったということは、あまりにも不自然だなと思うのですが、それは協力会社のほうでおやりにならなかったとしても、シンアイの川田俊介さんは、行政からの報告があるまでそれは知らなかったということでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） 私は、そうですね、知りませんでした。

○委員長（内海まさかず君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） 先ほどもごみの処理が出ていましたけれども、この請求書を見ますと、ごみ片づけ混載10台分、1台が12万円で120万円、植木処理、伐採と処理で8式7万円で56万円、植木剪定、枝切り2式で25万円で50万円という請求が、分かりますよね。岩舟校のシンアイさんの補助対象内訳、分かりますよね。これは先ほども言いましたけれども、マニフェストで処理しなければならないということに、廃棄物の処理法の改正によって書いてあるかと思えますけれども、これマニフェストは残っておるのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） この現場に関しては、下請さんに丸投げだったので、そこら辺のマニフェストも多分業者さんが持っているのかどうか定かではないですけれども。

○委員長（内海まさかず君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） 丸投げといっても委託をしたシンアイさんに当然出てこなければまずいですよね。気がつかなかったのか、よろしいですよって言ったのか、知らなかったのか、その辺のところはいかがでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） 申し訳ありません。気づきませんでした。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 今の丸投げの部分なのですけれども、株式会社シンアイさんからその下請業者に行った全部を丸投げして、さらにそこから協力業者に分けていったということでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） 自分のほうから協力業者に丸投げというか、協力業者さんに依頼したという形です。

- 委員長（内海まさかず君） 岩舟校は何社の方、これ見てもらえれば分かると思いますけれども、何社の協力会社の方にお問い合わせののでしょうか。
- 証人（川田俊介君） 恐らく2社か3社だったかなとは思っている感じだったかなとは思っていません。
- 委員長（内海まさかず君） ごみ処理はごみ処理と、その他の電気工事だというものは違うということですのでよろしいですね、このマニフェストの部分なのですから。
- 証人（川田俊介君） はい、そうなるかと思えます。
- 委員長（内海まさかず君） ごみ処理はごみ処理で。

松本委員。

- 委員（松本喜一君） 丸投げ、今の処分の丸投げしても、その丸投げした業者が中間処理業者に全部それを持って行って処理してもらわないと、これまずいのですよ、ただの人がやってしまうと。そうすると、中間処理業者がそういう書類を作ってくれる、これだけのものを分別してやりましたという。そういうのが、それは誰が行っても取れると思うのですよね、こういう時期にこういうのをやったというのは。出さなくてはならない義務があるので。だから、下職業者に言えば、値段とかそういうのではなくて、全部そういう書類を出してくれると思うのです。それは、出してもらえるのでしょうか。
- 委員長（内海まさかず君） 川田証人、マニフェストを出していただけますでしょうか。
- 証人（川田俊介君） あるかどうか分からないので、業者さんに確認してみます。
- 委員長（内海まさかず君） 分かりました。

〔何事か呼ぶ者あり〕

- 委員長（内海まさかず君） 5枚つづりになっていますよね。発注した人に戻っていくという、多分ご存じだと思いますよ、やられているわけだから。

産廃を処分するときにはマニフェストが必要で、それが発注者に戻ってくるということをご存じですよね、川田証人。

- 証人（川田俊介君） それは分かります。
- 委員長（内海まさかず君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） 岩舟校の場合、見積書を見ると電気関係を全部引き受けているということですが、藤岡校の場合は、電気関係は神崎電機商会に任せているというのが、これ藤岡校はそうだったのだけれども、岩舟校の場合、シンアイさんが全部電気関係を引き受けているのですけれども、そこら辺の佐山氏との打合せとか、そういうのはどのようにやられているのでしょうか。
- 委員長（内海まさかず君） 川田証人。
- 証人（川田俊介君） この電気業者さんが一応佐山さんの指定でこの業者を使ってくれということだったので、細かい詳細の打合せは、その電気業者さんとお客さんのほうでしているかと思いま

す。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、シンアイさんがその仕事を受ける、なぜ、間に入っているということですか。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） 多分ほかの工事でも、今ほかの現場で施工しているところにも多々あるのですけれども、自分が受けて、業者さんを手配して、現場を管理して、支払いの管理をするという通常の請負業務ということになるかと思います。その中で、佐山さんのほうからこの業者はこれを使ってくれ、ほかの現場でもありますけれども、例えば基礎屋さんは何々さんを使ってやってくれ、屋根業者さんは俺の友達だからこれをちょっと使ってやってくれということは、どの現場でも通常あり得ることです。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） よく分かりませんが、佐山氏がこの業者を使ってということであれば、佐山氏が直接その業者に頼めばもっと安く済むのかなという、素人考えではですよ、思います。なぜそこでシンアイさんを通したのかというのが不思議に思うのですけれども。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） それはそうですけれども、分かりやすくいえば積水ハウスさんとか大手さんあると思うのですが、そういうところも大工さんだったり電気屋さんだったり設備屋さん知っていれば各自分離発注という形を取れば多分安くなると思うのです。でも、そこら辺を管理がお客さんができないということで、多分積水ハウスさんだったりそういう大手の建築屋さん頼むと思うのですが、これは別に何ら変わった形ではなく、建設関係の方であれば、工事を請けて、ただ自分は施工に関わらないけれども、工事をただ管理するだけ、現場を管理するだけ、支払いの責任を持つだけという形は通常ごくごく当たり前にはあり得ることだと思います。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 今、そうしますと、証人のほうからのお話で、現場を管理する立場であったということによろしいのですか。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） 一応そうです。形上は、現場を管理するという形です。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） そうしますと、様々なスケジュール管理や伝票等の管理とかも行っていたのかなと思うのですが、それらは全て記録としては残っていないということなのですね。

○委員長（内海まさかず君） 藤岡校についても記録はないということなのでしょうか。

川田証人。

藤岡校ではなくて、岩舟校です。間違いました。

○証人（川田俊介君） 申し訳ないですけども、伝票とか納品書とか、今でもそういうのをやり取りする業者というのは、うちのところはないので。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） いずれにしても、現場を管理される立場として責任はある立場であったという事は、では間違いないのですね。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） そうですね。自分が一応請負業者ということですよ。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 藤岡と同じ状況を質問させていただきます。岩舟に関しましても、川田さんのシンアイでは一切工事は行っておらず、下請にお任せをした。それであれば、その依頼書、または振込書、当然川田さんだって振込証明書というのはいただいて、添付されているわけですから、今度はシンアイさんが振り込んだ証明、そういったものを提出していただければ、それで構いません。当然それはないわけがないので、そちらのほうの請求は後ほどさせていただきたいと思えます。

○委員長（内海まさかず君） そこに関しては、ご協力いただけますでしょうか。

川田証人。

○証人（川田俊介君） そうですね。相手先の情報だけ、そこら辺だけは開示できませんので、それ以外であれば。

○委員長（内海まさかず君） どこに幾ら、いつ。まあそれはいいです。本人はそう言われているので、我々がどう判断するかというところです。それは、この後に判断したいと思います。

ほかに委員の皆様いかがでしょうか。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） ごみ片づけにこだわって申し訳ないけれども、丸投げしたということで、元請という立場にシンアイさんがいたのかなということを先ほど感じ取ったのですけれども、マニフェストは集めてシンアイさんのほうからこちらへ出していただければいいかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） 恐らくですけども、業者さんのほうであると思うので、ちょっと確認してみます。

○委員長（内海まさかず君） 以上で尋問のほうを終了したいと思います。ちょっと待って。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） では、岩舟校も藤岡校も補助金を使った施工ということは遅ればせながら気づいたけれども、この2つの1,200万円、合計2,400万円の補助事業については、適正に工事は施工をしたという認識でよろしいでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） 自分のほうとしては、何回も言いますけれども、公金をもらったという認識がなくて、あくまで民間同士との契約の上で、うちは工事をさせてもらって、佐山さんから後々聞いた話ですけれども、必要書類をそろえた上で栃木市に提出したらお金がもらえたということだとは聞いています。なので、私に別に公金が入ったとか補助金が入ったとかというわけではありませんので、そこに補助金が使われたことに関して、私から何か言うことは特にないのかなとは思いません。

○委員長（内海まさかず君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） こういう質問していいか、実際に工事やったのだけを佐山さんに、市に出す書類というのは出したのだから、それともやっていないところまで入れていったのだから、それは川田さん分かりますよね、自分の工事やった現場はこれまでしかやっていない。ただ、数字を収めるために書類を作ったというのはないのでしょうかね。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） そういうことはないと思います。

○委員長（内海まさかず君） では、皆様。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 1点、細かいことですが、880万円の請求書が出ていますよね。それで、一緒に添付されたこの明細を見て、最終的に計算しますと804万3,000円になるのです、それを計算すると、4万3,000円値引きするという表示はないのだけれども、そこら辺の理由は分かりますか。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） よく覚えていませんが、多分藤岡校のときもそうだったと思いますが、ほかの現場にしてもそうなのですが、きりがいいところで大体調整的に端数を切るというのはよくあることかなとは思いますが。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） この岩舟校の場合は、そういう端数を切るという表現がないのです。4万3,000円を値引きしますよという表現が請求書にはないので、何でそういうことが起こったのかなということを聞きたいのですけれども。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） 恐らくですけれども、記憶にないので分かりませんが、その当時、多

分佐山さんとで、この端数は切ってもらえるとかそんな話になって切ったのではないのかなと推察はされます。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 忘れたと。ただ、あれだけ請求書は880万円となっていて、明細が804万3,000円ということなので、気づかなかったというだけで済まされないような気もしますけれども、それを証拠として出してきたわけですから、ここに。

○委員長（内海まさかず君） そうですね。当時のいきさつを覚えて、藤岡校ではこうでした、岩舟校ではこうでしたという覚えはございますでしょうか。

川田証人。

○証人（川田俊介君） ちょっと覚えていないのですけれども、基本的に支払いのときでも多分この金額が逆に何十万円とかってなっていれば切らないのだと思いますけれども、多分僅かな端数だったので切ったのではないのかなとは思いますが。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） つまるところ、藤岡も岩舟についても水増しとか架空というものの請求はないのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人。

○証人（川田俊介君） 水増しとか架空の前に、先ほど言いましたけれども、私、公金使うとか全く分からなかったのも、民間として多分最初に見積り出したものをただ請求しただけであって、何か皆さんが思われている補助金の流用とかそういうこと自体が分からずに、佐山さんとしてももらえるかももらえないか分からないけれどもということでやったみたいなので、水増しする意味がないとか、よく分からないとか、水増ししたらそれこそおかしな話だと思うので、民間同士との契約でとはなると思うので。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） とはいっても、補助金を使った事業を実際にしたのであって、それを議員として後から知ったのであって、後から認識した状態でどのように思いますか。

○委員長（内海まさかず君） 意見を聞く質問になりますので、お答えいただかなくていいです。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 先ほどもご説明させていただきましたが、川田さんはじめほかの業者さんの見積りを見た方が、これは板倉校の工事の可能性があるとおっしゃったことについて、どうしてそのようなミスが、どうしてそのような感じ方をされるのか、それは板倉の工事も同じような工事であったのか、それ覚えていらっしゃるのでしたら、確認させてください。なぜそう見積りを見た瞬間思うことがあるのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 川田証人、お答えできるようだと、お答えいただければと思います。

○証人（川田俊介君） その方それぞれ、人それぞれの考え、感性はあると思うので分かりませんが、同じ学童クラブの施設ですので、で同じく古い建物ですので、小学校、中学校にも職員室があるように、学童保育にも職員室があって、職員室の工事というのはどっちにもあるものだと思います。それで、あっちでも職員室工事をやっていたから、こっちにも職員室工事がある、かぶっているのではないのかという、もしかしたら建設の素人の人からすると、この職員室工事一緒ではないのかって思う人も中にはいるのではないのかな。

雨漏り工事にしても同じです。古い建物だと雨漏り工事が、松本委員とかもいるので分かると思いますけれども、古い建物だとよくあることだと思います。雨漏り工事も特にあるので、あっちでもあって、こっちでもあったから、これは同じなのではないかって考えてしまう人は、中にはいるのではないのかなと思います。

○委員長（内海まさかず君） 皆様、もう大丈夫でしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） それでは、以上で川田俊介さんに対する尋問を終了いたします。

川田俊介さんにおかれましては、長時間にわたり誠にありがとうございました。

ここでご退席をお願いいたします。ご苦勞さまでした。

〔川田俊介証人退室〕

◎その他

○委員長（内海まさかず君） それでは、次に日程第2に入りたいと思います。

ここでは、先ほどありました正当な理由という部分に関して、川田証人からの記録が出てこないということについて、我々の見解を示していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） では、記録の請求をするというものに関しては、あしたでもいいのかなというところなのですけれども、いつまでに請求をする、もしも請求することになった場合です。

というところの締めを切っておきたいと思いますので、その部分というものは皆様。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） これは、もう前から請求していたわけですね。

○委員長（内海まさかず君） そうなのです。

○委員（針谷育造君） だとすれば、もし気があればもう早急に出せる状況にはなっているという可能性はあるかと思いますが、できるだけ早い時期に提出をお願いしてください。

〔「事務局に確認したいのですけれども、よろしいでしょうか」と

呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 大浦委員。

○副委員長（大浦兼政君） 多分課長様のほうでお話をさせていただいたのだと記憶がありますが、当然今日のお話を聞くと、いろんなものがありそうなのは、実際答弁が返ってまいりました。そのとき事務局として資料請求をして、川田議員はどのようなお答えをされたのか、記憶にある限りで構いませんので、その資料請求、基本的に出てきたものは請求書、もともとあるものです。それ以外だと通帳の550万円と880万円が振り込まれたと見るか見れないかがよく分からない、通帳のその部分だけがコピーされて提出されたと思いますが、それ以外の請求に対してはどのような返答を事務局にされてきたのか聞かせてもらってもよろしいですか。

○委員長（内海まさかず君） 事務局、お願いいたします。

○課長（野中繭実子君） そのときは、請求書と振込の書類だけだったものですから、例えば作業日報ですとか、ごみ処理のマニフェストとかというのはあるのではないですかというお話をさせていただいたときは、そういったものはないというお話でありました。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） ありがとうございます。

委員の皆様にも、今後、あしたちょっと考えますが、ぜひ委員長には、この百条委員会、地方自治法100条というものを再度伝えていただくとともに、彼にはこの罰則規定もあるということを理解していただきたいと思います。今日の対応に関しましては誠実さを感じ得ませんでしたので、ぜひシンアイの社長であるとともに、市議会議員、川田俊介であるということもぜひしっかりと伝えていってほしいと思います。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 私も副委員長と同じ立場なのですがけれども、再請求をしたときに、再請求の仕方なのですが、それでも応じなかったら、当委員会としても手続をしなければいけないという意思も込めて期限も決めていただいて、再請求をしていただくことがよろしいのではないかと思います。

○委員長（内海まさかず君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） あと、工事現場を見たいのですけれども、委員長。やったかやらないかはやっぱり専門家が見れば、これは分かるので。

○委員長（内海まさかず君） その件につきましては、我々が入るのではなくて、今日の議会で議決をいただきました専門家が調査に入ること、その準備はできております。あとは、所有者である佐山氏がどのような判断をされるのかなというところで、無理矢理には入っていけないのというところがあります。

では、株式会社シンアイに対する文書請求につきましては、年内を目途にということで文書請求をするということで議決したいと思いますが、ご異議……

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 今、年内を目途にということでございましたが、27、市役所の……

〔「26だよね」と呼ぶ者あり〕

○委員（広瀬義明君） がございますので、せめてその1日前には出していただきませんと、いたずらに時間を浪費するだけ、そして同じような回答が幾度も返ってきているのが現実でございますので、今回出すのが最終回答を求めるといことで25日、もしくは24日という日にちにちはいかがかなと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 天谷委員、何かございますか。

○委員（天谷浩明君） 全く同じであります。30日とか31日ではもう全然話にならないので、この件、正直さっき小平委員も言っていましたけれども、誠実さも全然伝わってこないわけです。基本的には、答えたものは無難なところしか答えていないということであると、かなり、発言はちょっと控えますけれども、おかしいなというところは多々あります。その中で、資料請求も2回にわたり言っているわけですから、最後通告ではありませんけれども、そこら辺を踏まえた上で、一般的に御用納めという、その前の1日前ぐらいには……

〔「議会事務局では24日頃に出して……」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 事務局、発言をお願いいたします。

○係長（小林康訓君） では、すみません、よろしいでしょうか。資料請求につきまして、この後、今日議決をしていただいても、今日は郵便出せません。ですので、あしたの証人喚問が終わった後をお願いしたいと思います。それについては、先ほど来議論になっておりますとおり、何を出していただくのかというのを恐らく明確にしないといけないと思いますので、この後ちょっとご相談をしていただいて、明日の会議の証人喚問が終わりましたら議決をしていただくというふうなことになるかと思えます。締切りについては、あしたが18日ですから、例えば1週間後の25日とかそういうのが妥当かなというふうに考えております。

○委員長（内海まさかず君） では、事務局にまとめていただきました。

◎閉会の宣告

○委員長（内海まさかず君） 以上をもちまして委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

（午後 6時10分）